

○令和6年度随意契約の公表（第1四半期）

令和6年6月末現在

| | 契約の名称 | 担当課 | 契約の概要 | 契約の相手方の名称 | 所在地 | 契約期間 | 契約金額 | 随意契約とすることとした理由 |
|---|---|-------|---|----------------------|--------------------|------------------------|-----------------------------------|---|
| 1 | 市民会館エレベーター保守点検業務委託 | 社会教育課 | 市民会館エレベーター UAP-11-0045 1台に係る保守点検業務 | 株式会社日立ビルシステム 西日本支社 | 福岡市博多区上呉服町10番10号 | 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日 | 580,800円 (3年間総額 1,742,400円) | 本施設は、株式会社日立ビルシステムが設計、製作及び設置を行ったもので、詳細点検及び消耗品等の交換を行うには、メーカー独自のノウハウが必要であり、故障時の原因究明及び遠隔サポート等の迅速かつ確実な機能回復は、製作設置会社しかできない。よって、一元化（製造、点検、故障対応）した責任を明確にするためには、同社に保守点検業務を行わせなければならない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 2 | 令和6年度 西之表市民会館音響照明技術業務委託 | 社会教育課 | 市民会館の舞台・音響・照明等の装置の操作及びその補助業務 | 有限会社 タイラプロモーション | 鹿児島県西之表市西之表6402番地1 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 1,442,320円 | 舞台操作業務は、専門的な知識及び技術が必要な業務であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため。 また、島内登録業者は1者のみであるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 3 | 令和6年度 種子島開発総合センター展示機器保守点検業務委託 | 社会教育課 | 種子島開発総合センター展示機器等10点の保守点検業務 | 株式会社 東宝映像美術 | 東京都世田谷区成城1-4-1 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 3,685,000円 | 展示機器は、昭和58年（41年前）に、株式会社東宝映像美術が設計、製作及び設置を行ったものである。詳細点検及び消耗品等の交換、故障時の原因究明や機能回復を迅速かつ確実にするには、独自のノウハウが必要であり、製作設置業者以外に保守点検ができないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 4 | 令和6年度 榕城小学校校舎の劣化や損傷を軽減するため、ペイト剤を用いたしろありの防除と、防除施工後の維持管理をしながら、加害しているしろありコロニー及び施工後に形成されるしろありのコロニーを駆除する防蟻工法を用いたしろあり蝕害を防除する。 | 教育総務課 | 榕城小学校校舎の劣化や損傷を軽減するため、ペイト剤を用いたしろありの防除と、防除施工後の維持管理をしながら、加害しているしろありコロニー及び施工後に形成されるしろありのコロニーを駆除する防蟻工法を用いたしろあり蝕害を防除する。 | 株式会社 シロアリ | 鹿児島市新屋敷町3番31号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 924,000円 | 平成27年度に、ペイト工法を用いたシロアリ防除業務を導入したが、ペイト工法を導入した理由としては、①シロアリの巣を丸ごと絶滅できること、②薬剤を極微量しか使用しないこと、③薬剤を直接建物に散布しないこと等があり、ペイト工法は学校施設での導入に適している工法である。 現在、同社が所有するペイトステーションを190か所設置し、毎月点検を行い、しろありの防除を行う契約であるため、メーカーが限定され、それにより特定の者に発注する必要があるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 5 | 令和6年度 固定資産税支援システムデータ更新等業務委託 | 税務課 | 現在稼働している固定資産管理システムのデータ更新を行うことで、固定資産税の事務効率化を図ることを目的とする。 | 株式会社バスコ鹿児島支店 | 鹿児島市鴨池新町6番6号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 2,486,000円 | 本業務は、固定資産税支援システムの地番図異動更新、家屋図異動更新及びシステムバージョンアップを目的とするものである。保守契約を含み、本業務は既存の情報システム等を設計又は制作した者以外の者に施行された場合、契約不適合責任の範囲が不明確となるなどの密接不可分な関係にあるため、当初契約の相手方である株式会社バスコを特定し契約する必要がある。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 6 | 令和6年度 eLTAx ASPサービス（年金特徴・国税連携・電子申告・共通納税システム）利用契約 | 税務課 | 一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（eLTAx）により提供される年金特徴、国税連携、電子申告等のシステムについてASP方式により機能提供を受ける利用契約 | 株式会社 日立システムズ 中国支社 | 広島県広島市中区上鞆町3番33号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 2,343,000円 | 当該利用契約は、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（eLTAx）により提供される各種システムのデータ連携によるサービスを受けるもので、当該協議会の認定委託先事業者であり、本システムの導入元であるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 7 | 令和6年度 税務申告支援システム保守業務委託 | 税務課 | 税務申告支援システム（税務LAN）における利用保守業務委託 | 株式会社 九州日立システムズ 南九州支店 | 鹿児島市山之口町2番30号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 871,200円 | 当該契約はすでに導入している税務申告支援システム（税務LAN）の保守契約であり、システムの導入・構築を行った事業者以外の者では、契約不適合責任の範囲が不明確になるなど密接不可分な関係にある契約であるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 8 | 令和6年度 種子島地区基幹相談支援センター運営業務委託 | 福祉事務所 | 地域における障害者相談支援の中核的役割を担う機関として、種子島地区基幹相談支援センターを運営し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律77条の2に規定する基幹相談支援センター業務等を実施する。 | 社会福祉法人 暁星会 | 熊本郡中種子町野間6584番地1 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 2,724,542円 | 種子島地区基幹相談支援センターを令和4年4月1日から設置しているが、専門的人材の配置・育成等、その特性から継続した運営が必要となっている。そのため、公共的団体である社会福祉法人暁星会に継続して委託するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 9 | 令和6年度 西之表市生活困窮者自立支援事業業務委託 | 福祉事務所 | 生活困窮者自立支援法に基づき設置した「西之表市くらしサポートセンター」が行う「自立支援事業」の実施。 | 社会福祉法人 西之表市社会福祉協議会 | 西之表市桜が丘7779番地94 | 令和6年4月1日 ～令和6年7月31日 | 1,636,204円 | 厚生労働省通達において、当該事業を委託する場合、委託先の選定にあたっては、生活困窮者に対してすでに何らかの支援を行っている事業者、類似の事業を行っている事業者との考えが示されており、本市においては当該事業者のみが該当するため。 また、本業務は相談支援が主であるため、相談員は一定の実務経験と資格等を有することが要件である。当該事業者との業務委託開始時（H28）に相談支援員の継続雇用を求め、委託先としている。当該事業における委託先については、特段の事由がない限り変更することができないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |

| | | | | | | | | |
|----|------------------------------------|-------|---|-----------------------|-----------------------------|------------------------|-------------|---|
| 10 | 令和6年度 在宅当番・救急医療情報提供実施事業委託 | 健康保険課 | 種子島地区管内における休日又は夜間の比較的軽症患者の治療（第一次救急医療体制）確保と救急医療知識の普及啓発活動事業を実施するものである。 | 一般社団法人 熊毛地区医師会 | 西之表市栄町2番地 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 1,098,000円 | 本業務は、休日又は夜間における第一次救急医療体制の確保及び住民に対する救急医療知識の普及啓発を図るため、休日又は夜間の診療を行う在宅当番医による当番日の調整事務及び在宅当番医の実施事業を熊毛地区医師会が行っている。業務内容が特殊であり、上記法人でなければ業務遂行が困難なことから、競争入札に適さないと判断し、随意契約とする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 11 | 令和6年度 海岸漂着物地域対策推進業務委託 | 市民生活課 | 市内海岸線の環境美化のため、鹿児島県において定められた重点区域を中心とした市内の海岸において漂着物の回収を行い、可燃物、不燃物に分別のうえ、種子島清掃センター及び民間の施設で処理を行う。 | 一般社団法人 西之表市まちづくり公社 | 西之表市西之表7600番地 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 8,074,999円 | 本業務は、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸管理者と相互協力して実施するもので、本市も主体的に実施する業務である。 市の施策である「快適な生活環境の整備」を達成するために、公共的団体である西之表市まちづくり公社に委託するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 12 | 令和6年度 牧之峯仮置場管理業務委託 | 市民生活課 | 牧之峯仮置場における剪定枝・伐採木・草・竹の受入れ。重機等を使用した、仮置場の整備。 | 公益社団法人 西之表市シルバー人材センター | 西之表市桜が丘7779番地93 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 1,759,234円 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する団体と契約するため。 |
| 13 | 令和6年度 西京地区水管理設備等保守点検業務委託 | 農林水産課 | 西京地区に設置の水管理設備が常時、正常な状態で稼働できるように定期保守及び緊急保守を行う。 業務箇所（安納ファームポンド局・安納揚水機場局・伊関調圧水槽局） | プライムシステム株式会社 | 熊本市中央区水前寺6丁目3番12号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 825,000円 | プライムシステム株式会社は西京ダム観測機器の導入業者である日本電気株式会社の保守点検業務を行ってきた部門が独立した企業で、これまでの業務も経験しており、設備機器に精通している。 また、西京ダム観測機器保守業務についても同様であり、一元的な保守点検及び迅速な対応が期待できることから、随意契約とする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 14 | 令和6年度 西京ダム観測機器保守管理業務委託 | 農林水産課 | 西京ダムに設置のダム管理設備が常時、正常な状態で稼働できるように定期保守及び緊急保守を行う。 業務箇所（西京ダム管理事務所・葛松観測局・大開警報局・大石ノ元警報局・竹之脇観測警報局・西之表市役所表示端末装置） | プライムシステム株式会社 | 熊本市中央区水前寺6丁目3番12号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 1,562,000円 | プライムシステム株式会社は西京ダム観測機器の導入業者である日本電気株式会社の保守点検業務を行ってきた部門が独立した企業で、これまでの業務も経験しており、設備機器に精通している。 また、西京地区水管理設備についても同様であり、一元的な保守管理及び迅速な対応が期待できることから、随意契約とする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 15 | 令和6年度 西之表市防災情報システム運用保守管理業務委託 | 総務課 | 西之表市防災情報システムの運用及び保守管理 | 東京テレメッセージ株式会社 | 東京都港区西新橋二丁目35番3号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 13,019,637円 | 本システムは、導入元である東京テレメッセージ株式会社の電気通信機器等を使用しており、既存のシステム等を設計又は制作した者以外の者に施行させた場合、契約不適合責任の範囲が不明確となるなど、密接不可分な関係にある改良・保守の契約をする場合に該当するため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 16 | 令和6年度 西之表市例規集データベース維持更新及び追録発行業務委託 | 総務課 | 本市が導入している例規集管理システムのデータベース維持更新及び例規集（紙媒体）の追録発行業務を委託するもの。 | 株式会社ぎょうせい九州支社 | 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目4-27 A1ビル2階 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 2,085,600円 | 本システムは、株式会社ぎょうせいから導入しており、そのデータベースの維持更新及び追録発行であることから、競争入札に適さない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 17 | 令和6年度 西之表市公文書管理の適正化支援業務委託（第2期） | 総務課 | 付加価値の高い行政サービスの提供や生産性の向上による行政コストの削減等を図るため、デジタル化を見据えた文書管理の適正化を進める。 | 日本レコードマネジメント株式会社 | 東京都千代田区鍛冶町二丁目9番12号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 6,490,000円 | デジタル化を見据えた文書管理の適正化について、3期に分けて取組を進めることとしており、1期から3期までの提案内容をプロポーザルにて委託事業者を選定しており、文書管理の適正化に向けて、1期で把握した課題改善に向けて一体的で効果的な取組とするために随意契約とする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 18 | 令和6年度 西之表市公式ホームページ保守管理業務委託 | 総務課 | 平成28年度にホームページのリニューアルを行い、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、ホームページの更新等を行っている。令和6年度においても引き続き同システムを利用しホームページの更新等を行うことから、そのシステムの保守・管理を行うもの。 | 株式会社スマートバリュー | 大阪府中央区道修町3丁目6-1 京阪神御堂筋ビル14階 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 2,323,200円 | 平成28年度にホームページのリニューアルを行い、当該事業者のCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、ホームページの更新等を行っている。今後も引き続き同システムを利用しホームページの更新等を行うことから、他業者では保守・運用ができず、業務に支障を来すため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
| 19 | 令和6年度 西之表市地域情報通信基盤カメラシステム保守・点検業務委託 | 企画課 | 西之表市役所屋上、天神橋、能野海水浴場、浦田海水浴場、鉄浜海岸に設置しているライブカメラの保守・点検を行う。 | 光陽無線株式会社 | 福岡市博多区新和町2丁目3番32号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 1,672,000円 | 平成30年度にシステム機器更新を行った際の導入先であり、当該事業者以外が機器点検・プログラム変更、障害対応を行うことができないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |

| | | | | | | | | |
|----|--------------------------------|-------|--|-------------------------|------------------|------------------------|-------------|---|
| 20 | 令和6年度 西之表市地域情報通信基盤設備保守・点検業務委託 | 企画課 | 西之表市内に敷設されている光ファイバー網関係機器の維持管理を行う。 | 西日本電信電話(株) 鹿児島支店 | 鹿児島市松原町4番26号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 17,820,000円 | 平成21年度にブロードバンド通信基盤整備を施工した業者であり、平成23年度にIRU契約による回線使用契約を交わしている事業者であるため、当該事業者以外が保守・点検業務を行うことが困難なため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 21 | 令和6年度 自治体情報セキュリティ強化対策機器保守 | 企画課 | カード認証システム、ログ追跡ソフト、インターネット系PowerOffice、インターネット仮想デスクトップサーバ、関連機器の保守を行う。 | 株式会社南日本情報処理センター | 鹿児島市東開町4-104 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 3,139,620円 | 令和5年度にシステムを導入した際の導入元であるため、当該事業者以外が機器及びソフトウェアの変更や障害対応等を行うことができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 22 | 令和6年度 Microsoft365利用料 | 企画課 | Microsoft Office1については、年度毎のサブスクリプション契約方式となっているため、利用契約更新を行うものである。 | 株式会社南日本情報処理センター | 鹿児島市東開町4-104 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 4,032,600円 | 庁内システム機器の保守業者である(株)南日本情報処理センター以外から導入した場合、製品の認証システムであるJ-LISの認証システムの設定等において契約不適合責任の範囲が不明確となり、円滑な運用に支障をきたすため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 23 | 令和6年度 共通基盤用ネットワーク機器保守 | 企画課 | LGWAN接続系、インターネット接続系、公衆系のネットワーク機器保守を行う。 | 株式会社南日本情報処理センター | 鹿児島市東開町4-104 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 2,324,740円 | 令和2年度に本システムを導入した際の導入元であるため、当該事業者以外が機器及びソフトウェアの変更や障害対応等を行うことができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 24 | 令和6年度 共通基盤用仮想サーバサポート保守・点検業務委託 | 企画課 | LGWAN接続系、インターネット接続系、公衆系の仮想サーバの運用サポート保守・点検を行う。 | 株式会社南日本情報処理センター | 鹿児島市東開町4-104 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 4,470,180円 | 令和5年度に本システムを導入した際の導入元であるため、当該事業者以外がプログラムの修正や障害対応等を行うことができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 25 | 令和6年度 共同利用型総合行政情報システム用仮想端末機器保守 | 企画課 | 個人番号利用事務系システムで利用する仮想端末の機器保守を行う。 | 株式会社南日本情報処理センター | 鹿児島市東開町4-104 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 4,850,780円 | 平成30年度に本システムを導入した際の導入元であるため、当該事業者以外がプログラムの修正や障害対応等を行うことができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 26 | 令和6年度 庁内イントラネット職員ポータルシステム保守 | 企画課 | 庁内イントラネットで職員が利用するグループウェアの運用保守を行う。 | 株式会社南日本情報処理センター | 鹿児島市東開町4-104 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 880,000円 | 本システムの開発元であるため、当該事業者以外がプログラムの修正や障害対応等を行うことができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 27 | 令和6年度 中割地区地域活性化交流拠点施設の運営業務委託 | 地域支援課 | 中割地区地域活性化交流拠点施設(こうのみね館)の運営業務を委託する。 | 中割校区 | 西之表市安城3517番地432 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 3,210,900円 | 中割地区地域活性化交流拠点施設は、小学校跡地として地域に密着した施設であり、地域活性化の拠点として活用していくこととしている。当該施設の運営業務の受託能力を有する団体が中割校区以外に存しないため、随意契約とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 28 | 令和6年度 市庁舎エレベーター保守点検業務委託 | 財産監理課 | 建築基準法に基づく市庁舎エレベーターの保守点検業務 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社西日本支社 | 福岡市博多区住吉1丁目2番25号 | 令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 | 1,353,000円 | 市庁舎では三菱電機ビルソリューションズ(株)が製造したエレベーターを使用しており、同社と契約しなければ契約の目的を達成できないことから、西之表市随意契約ガイドラインの事例②「特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ契約の目的を達成できない場合」に該当するため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |

| | | | | | | | | |
|----|--|-------|---|-------------------------|---------------------------------|---------------------------|------------|--|
| 29 | 令和6年度 松くい虫防除事業業務委託 | 農林水産課 | 高度公益機能森林における松くい虫被害対策(薬剤散布)業務を委託するものである。 | 有限会社アグリサポート吹上 | 日置市吹上町田尻1802番地2 | 令和6年5月2日 ～令和6年6月30日 | 688,600円 | 令和5・6年度西之表市物品調達等入札参加資格者名簿にて、大分類：害虫・鳥獣防除等、小分類：害虫防除・駆除及び大分類：その他業務、小分類：森林・樹木等管理に登録されている事業者のうち、無人ヘリでの航空防除を実施している事業者が上記1者のみであるため。また、本事業は、県知事命令による松くい虫防除であり、無人航空機を使用する場合、無人ヘリでの防除が補助対象となっている。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 30 | 令和6年度 西京ダム管理船舶更新事業 | 農林水産課 | 西京ダム湖に現存する浮桟橋及びバッキ施設等の維持管理で使用している船舶が、老朽化により故障が相次いで発生しており、操業時の事故の危険性が高いため、今回船舶を更新する。 | マリンハウス 臼元 | 西之表市栄町7番地 | 令和6年5月2日 ～令和7年3月31日 | 5,481,725円 | 令和5、6年度物品調達等入札参加資格者名簿により、大分類「車両・船舶類」小分類「船舶」に登録されている事業者が上記1者であるため、マリンハウス臼元1者による随意契約としたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 31 | 令和6年度 西京ダム管理棟発電機部品取替修繕 | 農林水産課 | 本施設は、昭和59年西京ダム管理棟築造時により設置され、設置後40年以上が経過している。これまでも修繕等を行ってきたが、制御基板が機能しなくなり、現在起動しない状況であるため、今回故障している制御基板、充電装置、蓄電池の取替を行うものである。 | 株式会社稲盛機工店 熊毛営業所 | 西之表市鴨女町206-6 | 令和6年5月2日 ～令和6年7月31日 | 1,485,000円 | 本施設は、昭和59年西京ダム管理棟築造時により設置され、設置後40年以上が経過している。これまでも修繕等を行ってきたが、制御基板が機能しなくなり、現在起動しない状況であり、停電時の設備機能が停止する恐れがあるため、早急な修繕が必要である。そこで令和5、6年度建設工事入札参加資格者名簿において、大分類「機械器具設置工事」で西之表市に存する事業者は、上記1者のみであるため、株式会社稲盛機工店1者による随意契約としたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 32 | 令和6年度 西之表農業振興地域整備計画策定業務委託 | 農林水産課 | 西之表農業振興地域整備計画の全体見直しに係る基礎資料及び計画書(案)の作成業務を委託するものである。 | 鹿児島県土地改良事業団体連合会 | 鹿児島市名山町10番22号 | 令和6年5月2日 ～令和7年3月20日 | 9,570,000円 | 西之表農業振興地域整備計画の全体見直しに係る基礎調査については、令和4年度から令和6年度までの概ね3か年を計画しており、実施状況に応じて毎年度業務内容を検討しながら調査を進めている。水土里情報システムとの連携が必要不可欠であることから、前年度に引き続き、鹿児島県土地改良事業団体連合会と契約しなければ施行が不完全になるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 33 | 令和6年度 税務LAN課税支援システム改修業務委託(令和6年度定額減税対応) | 税務課 | 令和6年度税制改正により定額減税、定額減税しきれないと見込まれる方へは調整給付が行われることとなった。所得税の調整給付は、申告支援システムである税務LANにて令和5年中の所得情報を利用して令和6年中の所得を推計し対象者を抽出する必要があるためシステム改修を行う。(基幹税システムでは、住民税情報しか抽出できないため。) | 株式会社九州日立信システムズ 南九州支店 | 鹿児島市山之口町2番30号 | 令和6年5月2日 ～令和6年6月30日 | 833,800円 | 当該改修業務委託は、すでに導入している税務LAN課税支援システムの改修であるため、システムの導入・構築を行った事業者以外の者では、契約不適合責任の範囲が不明確になるなど密接不可分な関係にあるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 34 | 令和6年度 公共施設マネジメントシステム等サポート業務委託 | 財産監理課 | 本業務については、令和2年度に導入した公共施設マネジメントシステムの運用に係る業務を委託しており、主な業務概要としては、決算確定後における固定資産台帳データの異動更新業務、決算書における土地・建物異動データ管理、施設カルテの更新、公共施設等総合管理計画に関連する施設マネジメントデータの管理となっている。 | 株式会社地域科学研究所 鹿児島事務所 | 鹿児島市加治屋町12-5 鹿児島東京海上日動ビルディング | 令和6年5月7日 ～令和7年3月31日 | 2,717,000円 | 令和2年度に株式会社地域科学研究所より導入した公共施設マネジメントシステムを用いて、公共施設マネジメントに資する固定資産データの更新等を行うため、導入業者である株式会社地域科学研究所とシステム等サポート業務委託契約を締結しようとするものである。したがって、同社と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない場合に該当するため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 35 | 令和6年度 公共施設マネジメント等システム使用料 | 財産監理課 | 令和2年度に導入した公共施設マネジメントシステムの使用料であり、公共施設等総合管理計画の推進のため令和6年度も引き続きシステムを使用するものである。現在の利用状況としては、財産に関する調査、備品管理システム、固定資産台帳管理システム、その他LIGWANライセンス料と住宅地図使用料となっている。今後は、さらなるマネジメント機能の活用を進める必要もあり、脱炭素・エネルギー管理機能、財政中長期シミュレーションシステムの活用を検討することとしている。 | 株式会社地域科学研究所 鹿児島事務所 | 鹿児島市加治屋町12-5 鹿児島東京海上日動ビルディング | 令和6年5月7日 ～令和7年3月31日 | 2,502,500円 | 令和2年度に株式会社地域科学研究所より導入した公共施設マネジメントシステムの使用料である。同社が運用するシステムに係る使用料(利用料)であるため、同社と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない場合に該当するため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |
| 36 | 投票用紙読取分類機一式賃貸借契約(令和6年度～令和11年度) | 総務課 | 開票作業の迅速化及び職員の負担軽減を図るため、投票用紙読取分類機をリースにより導入する。 | JA三井リース九州株式会社 | 福岡市博多区下川端町2-1 | 令和6年5月29日 ～令和11年11月30日 | 8,737,300円 | 各種選挙が執行される際のみ、リース料を支払う特殊なリース契約であり、取扱うリース会社がJA三井リース九州(株)のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) |

| | | | | | | | | |
|----|-----------------------|-------|--|----------------|---------------|-------------------------|-------------|---|
| 37 | 令和6年度 文化財看板多言語化事業業務委託 | 社会教育課 | <p>本業務は令和5年度から令和7年度まで継続して文化財看板の多言語化を行うものであり、既存の文化財看板65基の盤面にQRコードのシートを貼布し、スマートフォンやタブレット等のデバイスによって読み取ること、専用サイトにおいて5言語（英語・韓国語・中国語・広東語・ポルトガル語）の音声案内を行うシステム（仕組み）を作成する。</p> <p>翻訳方法は、文化財の性質上、固有名詞（地名・人名）、方言等も含まれるため自動翻訳ではなく、全言語ネイティブ翻訳を行い、音声案内は、ナレーターによるナレーションにて行うこととする。</p> | 久永情報マネジメント株式会社 | 鹿児島市松原町10番26号 | 令和6年6月11日 ～令和7年1月31日 | 20,130,000円 | 令和5年度から令和7年度にかけて引き続き実施する一体の関係にある業務の契約で、一体の関係にある業者でないとし、施行が不完全になる場合に該当するため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） |
|----|-----------------------|-------|--|----------------|---------------|-------------------------|-------------|---|